

休眠預金等活用法Q & A

1. 休眠預金等について

- Q 1 「休眠預金等」とは、どのような預金ですか。
- Q 2 「休眠預金等」になると、どうなるのですか。
- Q 3 休眠預金等になりうる「預金等」の種類を教えてください。
- Q 4 休眠預金等になる預金などの額に基準はありますか。
- Q 5 「異動」とは何ですか。例えば、通帳の記帳は異動に該当しますか。
- Q 6 預けてから長期間そのままの定期預金等は、10年経てば休眠預金等となるのですか。
- Q 7 自分の預金等が休眠預金等になっているかを知るにはどうすればよいですか。

2. 休眠預金等になって移管される際のご連絡などについて

- Q 8 休眠預金等になりそうな預金等があるときに、何か連絡は来ますか。
- Q 9 金融機関が公告をするそうですが、どこを見ればよいのですか。
- Q 10 通知や公告については、いつごろ行われますか。
- Q 11 休眠預金等にならないためには、どうしたらよいですか。

3. 休眠預金等の移管後のお引き出し手続きについて

- Q 12 休眠預金等が移管されたら引き出せなくなるのですか。
- Q 13 通帳やキャッシュカードは紛失してしまったのですが、その場合、何を持っていけばよいですか。
- Q 14 移管された休眠預金等を引き出す期限はありますか。
- Q 15 休眠預金等となっている期間中の利子はどうなりますか。

4. その他

- Q 16 他人が自分になりすまして休眠預金等を引き出したりしないでしょうか。
- Q 17 法律について詳しく知りたい場合や、休眠預金等の活用について詳しく知りたい場合、何を見ればよいでしょうか。

1. 休眠預金等について

Q 1	「休眠預金等」とは、どのような預金ですか。
A 1	「休眠預金等」とは、10年以上、入出金等のお取引（「異動」と呼びます。Q5をご覧ください。）がない預金等をいいます。 2009年1月1日以降に最後の異動があった預金等が原則として対象になります。
Q 2	「休眠預金等」になると、どうなるのですか。
A 2	預金保険機構に移管され、民間公益活動に活用されます。 なお、休眠預金等となった後も、引き続きお取引店で引き出すことが可能です（「3. 休眠預金等の移管後のお引き出し手続きについて」をご覧ください。）。
Q 3	休眠預金等になりうる「預金等」の種類を教えてください。
A 3	休眠預金等になりうる「預金等」とは、預金保険法により、預金保険の対象となる預金などです。具体的には、普通預金だけでなく、当座預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、定期預金、積立定期預金、定期積金が対象となります。 一方で、財形住宅や財形年金など、特定の目的のための預金や、障がい者のためのマル優の適用となっている預金、外貨預金などの預金保険制度の対象とならない預金などは対象外です。 詳しくは、当金庫ホームページ「休眠預金等のお取扱について」をご覧ください。
Q 4	休眠預金等になる預金などの額に基準はありますか。
A 4	ありません。
Q 5	「異動」とは何ですか。例えば、通帳の記帳は異動に該当しますか。
A 5	「異動」とは、預金者などの方が今後も預金などを利用する意思を表示したものと認められるようなお取引などを指します。また、全金融機関共通の異動事由と、当金庫が行政庁から認可を受けて異動事由となるものがあります。 当金庫では、通帳の記帳について、異動事由の認可を受けておりますので、異動に該当することとなります。 詳しくは、当金庫ホームページ「休眠預金等のお取扱について」をご覧ください。
Q 6	預けてから長期間そのままの定期預金等は、10年経てば休眠預金等となるのですか。
A 6	定期預金等は、一定の預入期間や計算期間がある場合には、その期間の末日（自動継続扱いのものは最初の期間の末日）から10年の間、お取引などの異動がない場合、休眠預金等となります。
Q 7	自分の預金等が休眠預金等になっているかを知るにはどうすればよいですか。
A 7	お取引のあった当金庫のお取扱店にお問合せください。 なお、休眠預金等は、2019年1月1日以降に発生することとなります（Q1をご覧ください）。

2. 休眠預金等になって移管される際のご連絡などについて

Q 8	休眠預金等になりそうな預金等があるときに、何か連絡は来ますか。
A 8	お取引などの異動が最後にあつてから9年以上が経ち、移管の対象となりうる預金等がある場合には、お預けの金融機関により公告が行われます(Q9をご覧ください。)。また、1万円以上の残高がある預金等については、当金庫から、現在登録されているご住所へ通知を郵送します。なお、1万円に満たない預金等については、通知はありません。
Q 9	金融機関が公告をするそうですが、どこを見ればよいですか。
A 9	移管の対象となりうる預金等について、移管の前に電子公告を行うこととされていますので、当金庫のホームページをご覧ください。
Q 10	通知や公告については、いつごろ行われますか。
A 10	お取引などの異動が最後にあつてから9年が経過し、10年6ヵ月を経過するまでの間に行うこととされています。当金庫では、毎年7月1日を公告開始日とします。
Q 11	休眠預金等にならないためには、どうしたらよいですか。
A 11	「異動」(Q5をご覧ください。)があれば休眠預金等にはなりませんので、ご自分の預金等につき、異動を行うことが挙げられます。また、休眠預金等に係る通知(Q8をご参照ください。)が届いた場合にも、休眠預金等として移管されません。一方、長期にわたり異動がないにも関わらず、残高が1万円未満のときや住所変更を届けていないことなどにより通知が届かない場合には、当金庫が公告を開始した日から2ヵ月~1年を経過するまでの間に移管が行われ、預金債権は消滅することとなります(もともと、移管後も引き続き引き出しをすることが可能です。)。

3. 休眠預金等の移管後のお引き出し手続きについて

Q 12	休眠預金等が移管されたら引き出せなくなるのですか。
A 12	休眠預金等として移管された後も、引き続きお取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。お取引のあったお取引店に、通帳やキャッシュカード、本人確認書類などをお持ち頂ければ、引き出すことができます。必要となるお手続きについては、お取引店にお問合せください。
Q 13	通帳やキャッシュカードは紛失してしまったのですが、その場合、何を持っていけばよいですか。
A 13	通帳などを紛失している場合であっても、本人確認書類(身分証明書)などをお持ち頂ければ、引き出すことができます。具体的に必要となる書類などについては、お取引店にお問合せください。
Q 14	移管された休眠預金等を引き出す期限はありますか。
A 14	期限はありません、いつでも引き出すことができます。
Q 15	休眠預金等となっている期間中の利子はどうなりますか。
A 15	旧預金などの元本に、元の預金契約などに基づく利子相当額を加えた額になります(元の預金契約どおりの額が支払われます。)。

4. その他

Q 1 6	他人が自分になりすまして休眠預金等を引き出したりしないでしょうか。
A 1 6	他人になりすまして支払を受けることや第三者に支払いを受けさせることを目的として、支払に必要な必要書類（通帳など）を譲り受けるなどの場合や、そうした目的を知って譲り渡したなどの場合には、休眠預金等活用法上の罰則（1年以下の懲役、100万円以下の罰金など）が適用されます。このほか、刑法上の詐欺罪が成立する場合があります。
Q 1 7	法律について詳しく知りたい場合や、休眠預金等の活用について詳しく知りたい場合、何を見ればよいでしょうか。
A 1 7	休眠預金等活用法の関連法令については、ホームページをご覧ください。 ○ 金融庁ホームページ http://www.fsa.go.jp/ また、休眠預金等の活用法について詳しくお知りになりたい場合は、内閣府のホームページをご覧ください。 ○ 内閣府（休眠預金等活用担当室）ホームページ http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html